

煙火打上げ・仕掛け届出書

1 内 容

花火は火薬類取締法で煙火と呼ばれていますが、このうちがん具用煙火（火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の5）を除いたものの打上げ又は仕掛けをしようとするときに使用します。

なお、一定量以上の煙火を打上げ又は消費する場合は、火薬類取締法第25条第1項（ただし書に該当する場合を除きます。）の規定により都道府県知事の許可が必要となります。

【根拠条文 条例第45条第2号、施行規則第8条第2号】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）にあらかじめ提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。

3 提出時期

あらかじめ届け出てください。

4 添付資料等

- (1) 付近案内図（消費場所を明示してください。）
- (2) 許可が必要な場合は、許可申請書の写しを添付してください。

5 煙火消費時の留意事項

- (1) 煙火を消費する前には、十分な散水と草刈を行ってください。
- (2) 煙火の消費場所の付近には、消火用水を備えるなど消火の準備をしてください。
- (3) 点火に使用するロー火は、適切な長さとしてください。
- (4) 打ち揚げは複数人で行ってください。
- (5) 火薬類取締法を遵守して下さい。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）